

# 精神科認定看護師制度運営規則

## (本規則制定の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度(以下「本制度」という。)の円滑な実施のために、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度設置規則(以下「制度設置規則」という。)を補完する目的で制定する。本制度の運営は、一般社団法人日本精神科看護協会(以下「本協会」という。)の定款及び精神科認定看護師制度設置規則に定めるもののほか、この規則の定めによるものとする。

## (精神科認定看護師教育課程を受講するための要件)

第2条 精神科認定看護師教育課程を受講しようとする者は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師受講資格審査(以下「受講資格審査」という。)を受けなければならない。受講資格審査に出願することができる者は、次に定める要件の(1)および(2)のうちのいずれをも満たしていることを要する。

(1)日本国の看護師の免許を有すること。

(2)精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでおりのこと。ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算5年以上の看護実務に従事し、そのうち通算3年以上は精神科看護実務に従事していること。

## (受講資格審査申請の手続き)

第3条 受講資格審査に出願する者は、「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」に定める書類を指定された期日までに提出し、審査を受けるものとする。

2 受講資格審査に出願する者は、理事会が定める資格審査料を指定された期日までに納入しなければならない。

## (受講資格審査の実施頻度)

第4条 受講資格審査は、年1回行い、その実施に関することは本協会の公式ホームページおよび本協会の会報等に「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」として掲載する。ただし、定員に満たない場合は、二次募集を行うことがある。

## (受講資格審査出願者への審査結果の通知)

第5条 受講資格審査の出願がなされた場合において、会長は教育認定委員会の審査結果に基づき、その結果を受講資格審査出願者に通知しなければならない。

2 本協会は、受講資格審査に合格した出願者を精神科認定看護師志願者(以下、認定志願者という。)として精神科認定看護師志願者名簿に登録するものとする。

## (修業年限)

第6条 精神科認定看護師志願者名簿に登録された者は、原則として1年内に精神科認定看護師教育課程を修了するものとする。

2 所定の期間が経過した場合、それまでに修了した科目は無効とする。

- 3 認定志願者がやむを得ない理由により全課程が修了できないときには、修業年数変更届を提出し、教育認定委員会がやむを得ないと認めた場合に限り、修業年数を延長することができるものとする。

(精神科認定看護師教育課程)

第 7 条 精神科認定看護師教育課程における科目および時間数は、教育認定委員会が定め、公式ホームページ等で公表する。

- 2 認定志願者は、精神科認定看護師教育課程として定められた研修および実習を受講して全課程を修了する。
- 3 科目の修了判定は、本協会が選任した講師および教育認定委員会により行う。
- 4 本教育課程の履修免除の対象は、教育認定委員会が定める。

(認定試験の受験資格)

第 8 条 精神科認定看護師教育課程を修了した者(見込みの者を含む。)に精神科認定看護師認定試験(以下、認定試験という。)の受験資格を与える。

(認定試験の出願手続き)

第 9 条 認定試験の受験資格がある者で認定試験を受けようとする者は、「精神科認定看護師認定試験要項」に定める書類を指定された期日までに提出し、認定試験を受けるものとする。

- 2 認定試験を受けようとする者は、理事会が定める認定審査料を指定された期日までに納入しなければならない。

(認定試験の実施)

第 10 条 認定試験は年 1 回行い、その実施に関することは本協会の公式ホームページ等に「精神科認定看護師認定試験要項」として掲載するものとする。

(精神科認定看護師認定試験作問部会の設置)

第 11 条 本協会は試験に関する業務を行うために精神科認定看護師認定試験作問部会(以下、作問部会といふ。)を設ける。

- 2 作問部会は、5 名以上の委員で構成する。委員のうち 1 名は教育認定委員および業務執行理事を含まなければならない。委員の任期は 2 年とし、再任することができる。
- 3 作問部会の委員長および委員は、教育認定委員会の議決を経て委嘱する。
- 4 作問部会は、業務を補佐するワーキンググループを設置することができる。

(認定審査)

第 12 条 制度設置規則第 5 条に定める認定審査会は、認定試験を受けた者、認定の更新を受けようとする者および再取得の審査を受ける者について審査を行い、その結果を理事会に答申して理事会が認定試験の合格者、更新を認める者および再取得を認める者を決定する。会長は、理事会の審査結果に基づき、その結果を本人に通知するものとする。

- 2 認定試験の不合格者から試験結果の開示請求があった場合は、得点を本人に通知する。

(精神科認定看護師の登録手続き)

第 13 条 精神科認定看護師の認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに理事会が定める認定登録料を添えて、本協会に提出しなければならない。

(認定更新を受けるための要件)

第 14 条 制度設置規則第 8 条が定める認定の更新を受けようとする者(以下、認定更新申請者という。)は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。

- (1)申請時に精神科認定看護師であること。
- (2)精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が 2,000 時間以上であること。
- (3)研修・研究活動等報告書の実績が 50 点以上であり、必須事項を含むこと。

2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。

(認定更新の申請手続き)

第 15 条 認定更新申請者は、精神科認定看護師認定証の有効期間 5 年の満了に伴い、「精神科認定看護師更新審査実施要項」に定める書類を指定された期日までに提出しなければならない。

2 認定更新申請者は、理事会が定める更新審査料を期日までに納入しなければならない。

(認定更新の申請期間)

第 16 条 認定更新の申請は、認定有効期間満了の日前までの指定の期間内に行う。認定更新の申請については、対象者に通知するものとする。

(精神科認定看護師資格を喪失した場合の再取得の要件)

第 17 条 精神科認定看護師資格を再取得するには、理事会が必要と認める研修・試験を受けなければならぬ。この場合、理事会は、必要に応じて、教育認定委員会の意見を聴取することができる。

(認定更新の申請期間の延長)

第 18 条 認定更新を希望する者が申請期間内に更新手続きができないときには、更新期間延長申請書を提出し、理事会がやむを得ないと認めた場合に限り、更新手続きの期間を猶予することができるものとする。

(納入金の不返還)

第 19 条 認定にかかる既に納入された審査料などは、返還しないこととする。

(本規則の改廃)

第 20 条 この規則の改廃は、教育認定委員会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則 1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規則は一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日に「社団法人日本精神科看護技術協会を一般社団法人日本精神科看護協会」と書き換える。

附 則 2. 本規則は平成 25 年 11 月 30 日に改正、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 3. 本規則は平成 26 年 4 月 26 日に改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本規則第 2 条、第 3 条については、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。なお、経過措置として平成 26 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則 4. 本規則は平成 28 年 3 月 26 日に改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 5. 本規則は令和元年 11 月 23 日に改正、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 6. 本規則は令和 6 年 3 月 9 日に改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本規則第 2 条、第 3 条については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。なお、経過措置として令和 6 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は令和 8 年 3 月 31 日までとする。